

前回は、「おさしづ改修版」第1巻の「刻限のおさしづ」において、特徴的な「道」の用例を取りあげた。それは、明治21年の教会本部設置のころから、「神一条の道」と「世界の道」など、「道」という言葉が対比して用いられる「刻限のおさしづ」が頻出しているということであった。教会本部の設置という事柄は、言うまでもなく、本部の事情である。そこで、今回は、「本部事情」の「おさしづ」における「道」の用例を取りあげる。ただ、「本部事情」の「おさしづ」すべてにおいて「道」という言葉が用いられているわけではない。そこで、「本部事情」の「おさしづ」でも、いかなる場面で「道」が用いられているか、あるいは、用いられていないかということについて、割書によって整理したい。

「おさしづ」第1巻における「本部事情」の「おさしづ」は105件ある。その中で、「道」が1回でも用いられているのは50件あり、約半数で「道」が用いられている。さらに、3回以上出てくる「おさしづ」は33件である。以下では、「本部事情」の「おさしづ」のうちで、「道」が用いられているものと用いられていないものに分けて、その特徴を明らかにしたい。

### 「道」が用いられていない「おさしづ」

「道」が用いられていない「本部事情」の「おさしづ」は55件あるが、そのうちで最も多いのは教会本部の土地の購入・拡張や普請に関するもので28件あり、それに続いて、別席に関するものが13件ある。この二つに関するものが7割以上を占めている。本部の土地や普請に関する「おさしづ」について、例をあげると、次のようなものがある。

明治21年6月15日(陰暦5月6日)

東京北稲荷町四十二番地を地主より他へ売却するに付、此所を買い求むるか、但し他に適当地所を選定するものに付伺

明治22年8月18日 頃

当三島村田中忠蔵、清水利八、中島嘉三郎、中川勘平宅地一反三畝十八歩、おやしき地面続きに付、買入れの事御許し下さるや願

明治23年

上座の間の西側壁を取払う事御許しの願

こうした伺や願に対しては、どのようにすべきか明確な指図が与えられることが多い。また、別席に関する「おさしづ」には次のようなものがある。

明治22年5月7日(陰暦4月8日)

おさづけに付、本席へ一座三名との御定め、然るに遠国より同連五名ありますに付、二座御願申す事御許し願

明治23年12月29日

一月三日の席休む願

こうした別席の取り扱いや制度に関して、多くの場合は明確な指図が与えられている。この二つの伺いに共通しているのは、非常に具体的な事柄について「おさしづ」を伺っていること、そして、伺う側にある程度“こうしたい”という考えがまとまっていることである。したがって、それに対する「おさしづ」も

具体的である。

これら二つのほかには、「虫札めどう札」の出し方(明治22年7月9日)や、役場からの講長名の照会(明治22年5月9日)などがあるが、総じて具体的な順序や手続きに関する伺いである。こうした事柄に関する「おさしづ」には「道」という言葉はあまり用いられていない。

### 「道」が頻出する「おさしづ」

「道」が3回以上用いられている「おさしづ」は33件であるが、そのなかには、普請や別席に関するものも少数ではあるが含まれている(各3件)。たとえば、普請に関しては、「地所買取中山会長の名義に書換(明治22年9月16日)や「普請一条の事(明治23年7月3日)などに関する伺いの「おさしづ」がある。後者は、割書からも分かる通り、具体的な普請の願いではなく、本部の普請の進め方全般についての「おさしづ」である。また、前者の伺い自体は具体的であるものの、それに対する「おさしづ」に具体的な普請についての指図はなく、尋ねている者の心をあわせるように促されている。すなわち、これらはほかの多くの普請に関する「おさしづ」とは異なつて心の治め方、置き所を論されている。

また、別席に関するものでは、

明治23年1月3日(陰暦12月13日)

巡査毎日々々尋ね来るに付、別席本席順序運んで居ては、何分ひっそ〜になりませんから、暫く休みまして如何何において、「世界の道」と「細道」とを対比して用いて、巡査の取り締まりを気にして大事なことを逃すことのないように戒められるなど、「道」が用いられているものもある。これに関連して、巡査がやって来ることについて伺ったほかの「おさしづ」(3件)においても、「道」を対比して用いて「細道」や「通り難い道」を通るように説かれている。

ともあれ、最も頻繁に「道」が用いられるのは教会本部の設置に関する「おさしづ」においてであり、11件ある。たとえば、次のようなものである。

明治21年3月9日(陰暦正月27日)

陰暦正月二十六日、教祖の一周年祭式の際に警官出張して、集合の人を退出せしめ、眞之亮始め四五十名の姓名を帳簿に記し、家族の者以外は門前へ警官付添い追出さしめたるに付、翌二十七日伺

明治21年6月23日(陰暦5月14日)

ぢばに於て分教会所設置の件伺

前者は、さらに追って「天理教会設立の伺」などの伺いや願が続き、さらに割書にあるように「いよ〜東京へ出張の上、本部を設立するの運びに掛かる」直接のきっかけとなった「おさしづ」である。この「おさしづ」に、第1巻の本部事情においては最も多くの「道」の用例がある。また、ここから始まる一連の教会本部設置に関する「おさしづ」に頻繁に「道」が用いられている。これは、「刻限のおさしづ」において、教会本部設置のころから特徴的な「道」の用例が見られるようになることと軌を一にするように思われる。